令和８年（フ）第２２１９号
名古屋市名東区香南１丁目102番地　猪子石北住宅３棟203号
債務者　奥野　孝久
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２３３号
愛知県海部郡大治町大字西條字平ケ野38番地の１　ポラールシュテルン402号
債務者　加賀谷　勤
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２６１号
名古屋市南区星崎町字殿海道576番地の２　クレイン101号
債務者　海野　裕二
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４６号
熊本県山鹿市中725番地
債務者　池田　充子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月23日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第４５７７号
大阪府豊中市庄内栄町２丁目13番１号　203号
債務者　末次　智捺
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７４６号
大阪府守口市豊秀町１丁目６番８－601号
債務者　遠藤　唯華
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９２７号
大阪市東淀川区小松５丁目３番７号
債務者　北村　政夫
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和８年（フ）第９２号
宮崎市清武町加納五丁目14番地２　ステーションハイム406号、前本店所在地宮崎県日南市北郷町大藤字越ヶ迫乙2075－８
破産者　株式会社ＫＩＮＧ　ＴＯＵＲＩＳＭ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第１９３号
札幌市手稲区富丘３条２丁目10番８号　レジオンドヌール２Ｄ号
破産者　クレイトン由香利
1　破産債権の届出期間　令和８年10月27日まで
2　一般調査期日　令和８年11月18日午前11時
令和８年９月29日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第８７９号
堺市東区大美野28番地２
破産者　株式会社セントラルビル
1　破産債権の届出期間　令和８年10月27日まで
2　一般調査期日　令和９年１月19日午前10時
令和８年９月29日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第８８１号
堺市東区大美野28番地２
破産者　オランダ観光株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年10月27日まで
2　一般調査期日　令和９年１月19日午前10時
令和８年９月29日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２３号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1562番地９、開始決定時の住所熊本県阿蘇郡高森町大字高森1545番地１
破産者　青井　了介
1　破産債権の届出期間　令和８年10月27日まで
2　一般調査期日　令和８年11月17日午後３時
令和８年９月29日
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和７年（フ）第２４号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1562番地９、開始決定時の住所熊本県阿蘇郡高森町大字高森1545番地１
破産者　青井　　薫
1　破産債権の届出期間　令和８年10月27日まで
2　一般調査期日　令和８年11月17日午後３時
令和８年９月29日
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和７年（フ）第２１０号
広島市西区福島町２丁目28番３－402号　二号館、開始決定時の住所広島市西区井口１丁目20番27号
破産者　奥本大圭こと　尹　　大圭
1　破産債権の届出期間　令和８年10月29日まで
2　一般調査期日　令和８年12月18日午後１時30分
令和８年９月29日
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第４３号
茨城県水戸市青柳町220番地の２
破産者　株式会社オネスト茨城
1　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月12日午前11時
令和８年９月24日　　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第７号
福井県南条郡南越前町南今庄第36号27番地
破産者　赤田撚糸工場こと　赤田　利博
1　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
2　一般調査期日　令和８年12月22日午前10時15分
令和８年９月29日
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５９号
福井市大宮二丁目17番１号
破産者　有限会社大橋テキスタイル
1　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月12日午前10時25分
令和８年９月29日
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第６７０３号
和歌山県西牟婁郡白浜町2547番地の９
破産者　山本　由美
1　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
2　一般調査期日　令和８年12月７日午後２時50分
令和８年９月29日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４５号
大阪府松原市天美我堂７丁目434番地の２（310号）
破産者　長澤　　優
1　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
2　一般調査期日　令和８年12月10日午後２時
令和８年９月29日
大阪地方裁判所堺支部破産係